

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年12月4日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「〇〇漁協組合から県に提出した漁業権に関する申請書及び許可書までの経緯経過が分かる書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年12月18日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「〇〇漁協に免許された内共第26号漁業権の免許内容たるべき事項等の事前決定（漁場計画の樹立）に係る立案文書（内水面委員会への諮問、計画の決定）」、「〇〇漁協からの漁業権免許申請書及び同漁業権の免許決定に係る立案文書（内水面委員会への適格性諮問、免許決定）」（以下「本件公文書」という。）と特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年12月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和元年6月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

公開した書類（共同漁業免許申請書）の名称及び代表者の名前を出せ。

2 審査請求の理由

本来、名前及び名称は公開すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、〇〇川の水面下に登記されている土地の相続人の一人であり、当該河川に現に設定されている〇〇漁協の内水面第一種共同漁業権の詳細な設定区域を確認することを目的に〇〇漁協の漁業権免許申請から免許までの経緯経過が分かる書類の公開を申請すると連絡があった。これを受け、漁業権免許申請関係書類のうち〇〇川に設定されている〇〇漁協の漁業権の申請、免許に係る書類を特定した。
- (2) 公開請求のあった文書のうち非公開とした部分は、〇〇漁協からの漁業権免許申請書に押印されていた同漁協の代表者印の部分と当該申請書の添付書類である「漁業従事者名簿」に記載されていた漁業従事者の氏名及び住所である。

まず、代表者印については、条例第8条第2号の「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えられたため、非公開とした。

また、当該申請書の添付書類「漁業従事者名簿」に記載されている氏名及び住所については、条例第8条第1号の「個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報」に該当するものであるため、非公開とした。

- (3) 今回、審査請求人が公開を求めている部分は、〇〇漁協からの漁業権免許申請書に記載されている申請者の名称、代表者名である。これは、非公開とした〇〇漁協の代表者印が申請者の名称及び代表者名の部分にかかって押印されていたことから、結果として申請者名及び代表者名の一部が公開されない状態となったものである。

当該文書の申請者名及び代表者名を公開すると図らずも〇〇漁協の代表者印が公開されることになる。代表者印を公開することによって、〇〇漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とすることが適当であると考ええる。

- (4) 以上により、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報については公開した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年6月4日	諮問
令和6年9月27日 第2部会（第15回）	審議
同 年10月25日	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件公文書の特定についての指摘はなく、団体代表者の印影を非公開とすることにより、申請者の名称と代表者名の一部が非公開となっていることを争っているものとして、以下、本件公文書の非公開部分のうち条例第8条第2号により非公開とした部分の妥当性について検討することとする。

2 条例の規定について

条例第8条第2号は、「法人その他の団体に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」を営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、非公開情報と定めている。

条例第9条第1項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」と定めており、公文書の中の公開部分と非公開部分との区分が困難な場合だけでなく、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、「容易に区分して除くことができるとき」には該当せず、実施機関の部分公開義務は生じないことを明らかにしている。そして、条例第9条に規定する部分公開ができない場合は、条例第12条第2項の規定により公文書が全て非公開となることから、公文書の中の公開部分と非公開部分の分離が困難な場合は、それに伴い公開部分が非公開となることがやむを得ないと解される。

3 非公開情報該当性について

実施機関が非公開とした団体代表者の印影については、公にすることにより、印章を偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、当該法人の財産等を侵害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

審査請求人が開示を求めている非公開部分は、申請者の名称及び代表者名の一部が団体代表者の印影と重なっており、その部分の分離が技術的に困難であったため、条例第9条第1項の非公開情報を容易に区分して除くことができるときには該当しない。そのため、結果として申請者の名称及び代表者名の一部が公開されない状態になったものと認められる。

以上により、本件非公開部分が条例第8条第2号の規定に該当するとした実施機関

の判断は妥当である。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾 野 隆 文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風 雲	弁護士	
榊 本 久 実	税理士	